平成 29 年 11 月 27 日 (月) 於・特許庁庁舎 7 階 庁議室

> 産業構造審議会知的財産分科会 第 23 回特許制度小委員会速記録

目 次

1.	開 会	1
2.	標準必須特許を巡る課題と制度的対応について	2
3.	判定制度を活用した標準必須性に係る判断について	5
4.	法改正検討事項について	21
5.	標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの検討状況について	
	(報告)	27
6.	閉 会	36

1. 開 会

○川上制度審議室長 それでは、皆様、おはようございます。まだ来られていない委員の 方はいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知 的財産分科会第 23 回特許制度小委員会を開催させていただきたいと思います。本日は御 多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局を務めさせて いただきます特許庁制度審議室長の川上でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入るに際しまして、委員の皆様にお願いがございます。御発言をいただく際ですが、声に反応してマイクが作動するようになっておりますので、指名をされましたら、できるだけマイクに口元を近づけて御発言いただくようによろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきましては高林委員長にお願いしたいと思います。

○高林委員長 それでは始めたいと思います。本日は、淺見委員、山口委員、山本和彦委員が欠席です。山本敬三委員は遅れておられるようですが、間もなくいらっしゃると思います。佐藤委員は11時頃から参加されると伺っております。飯田委員、國井委員は途中で早めに退席されると伺っておりますので、御発言がありましたならば早めにお願いいたします。

次に、具体的な審議に先立ちまして、本委員会の議事の運営等について事務局から御説 明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておることから、本日の審議会におきまして、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1の標準必須特許を巡る課題と制度的対応について、資料2の判定制度を活用した標準必須性に係る判断について、資料3の法改正検討事項について、資料の全体についてはタブレットで御覧いただきまして、座席表及びタブレットの使い方についてはお手元に紙で配付することにしました。タブレットの使用方法に関しては、お手元のタブレットの使い方を御覧いただければと思います。操作でお困りになった場合は、お席で手を挙げていただければ担当の者が対応しますので、よろしくお願いいたします。

なお、本会議は、原則として公開としております。また、配付資料、議事要旨及び議事 録も原則として公開しますので、よろしくお願い申し上げます。

○高林委員長 ありがとうございました。

2. 標準必須特許を巡る課題と制度的対応について

○高林委員長 それでは早速、議題に入ってまいりたいと思います。最初は議題1、標準 必須特許を巡る課題と制度的対応についてでございまして、資料1を基に事務局から御説 明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 それでは、資料1の標準必須特許を巡る課題と制度的対応について に基づいて御説明させていただきたいと思います。

最初に、資料の2ページ目を御覧ください。これまでの政府決定文書等における位置づけについて整理しております。右側の「知的財産推進計画 2017」を御覧いただきますと、標準必須特許の適切なライセンス料を決める ADR 制度 (標準必須特許裁定) について検討を進め、具体的な結論を得て、必要な措置を講ずるとあり、こういう内容がそれぞれの報告に盛り込まれているということでございます。

次の3ページを御覧ください。標準必須特許を巡る実務の変化と課題について、現状認識を整理しております。従来と IoT 時代でどういった変化が生じているかということですが、まず紛争当事者に変化が生じているのではないかということをお示ししております。従来の標準必須特許を巡る紛争においては、通信業界の企業同士の紛争が中心であったということ、それから、自ら事業を実施する企業同士の争いが中心であったということが言えるかと思います。

それが IoT 時代に入りますと、通信業界の企業と最終製品メーカーという異業種間の紛争になってきているのではないかということ。それから、事業を実施している企業と実施していない企業の争いが見られる傾向が出てきているのではないかと捉えております。

こうした紛争当事者の変化に伴いまして、ライセンス交渉の態様にどのような変化が生じているかということでありますが、従来であれば同じ業種の紛争ということで、クロスライセンスによる解決が可能であり、事業開始後に必要に応じてライセンス交渉を行う慣行が定着してきた面がございます。また、同じ業種間ということでありますので、例えば当事者間で、ライセンス料率の相場観はおおむね一致していたという面があったかと思い

ます。

それが IoT 時代に入りまして、異業種間の紛争ということになりますと、まずクロスライセンスによる解決が困難な状況が増えてきていると捉えております。また、業種が異なる者の紛争ということでありますので、例えば当事者間のライセンス料率の相場観に乖離が生じてきている傾向があるのではないか。こういった状況の変化にどういうふうに対応していくかというのが、現状の課題であると認識しております。

次の4ページ目を御覧ください。標準必須特許に関する国際的動向について簡単に整理 しております。各国ともに判例を中心にいろいろなルールが積み上がってきていると認識 しております。

左側のアメリカの場合ですと、まず eBay 判決で、一般に差止請求権が制限されてきたわけでありますが、最近では、例えば損害賠償請求の侵害立証負担の軽減が図られるなど、権利者の権利を強める方向に若干揺り戻しが来ているのではないか。あわせてライセンス料率についても、様々な判例が蓄積されていると認識しております。また、最近、司法省のアンチトラスト部門が標準必須特許についての見解を示しております。その中で、例えば FRAND 条件違反は当然には競争法の問題とならないという内容や、あるいは標準必須特許の強制実施許諾は問題であるといった内容の見解が示されていると承知しております。

それから、右側の欧州ですが、こちらも判例の蓄積がなされております。例えば欧州司 法裁判所が 2015 年に出した決定においては、標準必須特許による差止めがどのような場 合に認められるかという観点から、権利者と実施者双方の誠実な交渉手続が示されており ます。それから、イギリスの裁判例においても、グローバルなライセンス条件の設定がな されたという点で注目されています。それから、欧州委員会においても、日本と同じよう に標準必須特許に関するガイドラインの策定手続が進められておりまして、これが近々発 表されると承知しております。

それから、中国では、国際標準を回避して、国家標準の活用の拡大が進められております。例えば国家標準の策定に参加しながら、関連する必須特許を公開しない場合は、黙示の使用許諾をしたとみなすような制度の導入が検討されていると承知しております。

日本においては、御案内のとおり知財高裁において、FRAND条件でライセンスを受ける 意思を有する者に対する差止請求権の行使は、権利濫用であるという判断が示されており ます。公正取引委員会の指針においても、標準必須特許の権利行使が独禁法違反に該当し ている場合を例示されています。 次の5ページ目を御覧ください。これは前回の特許制度小委員会において産業界の方々から御指摘いただいた点を整理したものでございます。

左側のJEITA さんからの意見で、裁定制度の懸念点ということで何点か御指摘がございました。例えば、不誠実な実施者による制度悪用・濫用の懸念や、日本の特許権に限った強制実施権の設定に実効性があるのかという御指摘、FRAND 宣言をした特許の中で規格適合性を満たす特許をどう判定するのか、現行の裁定制度には、そういう仕組みがないのではないかという御指摘、対価をどう算定するのかという御指摘及び、訴訟との関係についての御指摘など、それぞれ御指摘があったと承知しております。

それから、右側の経団連さんからの御意見では、裁定制度を創設する場合の前提・留意 事項ということで、例えば、産業界のニーズを踏まえて、特許権者の行為が特に不誠実な 場合に限定すべきといった御指摘がございました。また、インド等の「強制実施権」とは 別物であることを正確に海外発信すべきであるという御意見や、特許庁のキャパシティビ ルディング、あるいは「ホールドアップ問題」と「ホールドアウト問題」の整理、こうい った点についても御指摘がございました。

それから、下に JIPA さんからの御意見がありますが、Good Faith の者に対しては当事者間の交渉を尊重し、Bad Faith の者に対しては、迅速に、拘束力を持って、透明性を担保して問題を解決できる仕組みが必要ではないか。こういった御意見が前回の小委員会の中で指摘されたということでございます。

次の6ページ目ですが、以上のような状況を踏まえまして、標準必須特許を巡る課題への解決策の方向性ということで、事務局としての案をお示ししております。

まず、標準必須特許に係る紛争の解決策の検討に当たっては、以下の3つの視点が必要ではないかと考えております。1つは権利者と実施者のバランスへの配慮。2つ目は迅速かつグローバルな解決が図られるものであること。3つ目は当事者にとって予見可能性と安定性が担保されるものであること。

こうした3つの視点を踏まえたときの対応の方向性として、1つは今策定を進めているガイドラインで、国際的に通用するような、かつ権利者と実施者のバランスに配慮したガイドラインを策定していくということです。それから、どの特許が必須特許かどうかということに対する予見可能性を高める観点から、特許庁の技術的知見を生かした、判定制度を活用した標準必須性に係る判断を実施する。こういったことで、まずライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化を図ることが重要ではないかと考えております。

ガイドラインの策定の考え方については、中ほどに整理しております。このガイドラインというのは、あくまで新たな規制を導入するものではなく、世界の判例動向を整理し、例えばどういうふうに行動すれば「誠実な交渉態度」と認められて、差止めを回避できるか。こういったことを分かりやすく示すことで、円滑な交渉を促進するものと考えております。また、ガイドラインに従って交渉すれば一義的にライセンス料率が決まるものではなくて、合理的な料率が決められる考慮要素を示すことで予見可能性を高めるものにすべきと考えております。それから、事実を客観的に整理して記述することで説得力を持たせる。こういった方針で策定を進めていきたいと考えております。

裁定制度については、一番下に議論を整理しておりますが、やはり幾つかの課題があるのではないかと考えております。1つは、この制度は、実施者側のみが請求できる制度であること、それから、日本の特許権のみが対象であるので、グローバルな解決にはつながらないのではないかという課題がございます。また、特許庁が個別に適切なライセンス条件を設定できるのか疑問視する声が多く聞かれるといった課題や、途上国により先例とされる可能性を含めて、国際的にも制度の導入について懸念があるといった課題もございます。

こういった幾つかの課題が存在するということでありまして、これらの課題を解消できない限り、その導入は困難ではないかというのが事務局としての案でございます。

説明は以上でございます。

3. 判定制度を活用した標準必須性に係る判断について

○高林委員長 ありがとうございます。

1つの大きな課題について事務局から御提案がありましたので、これについては十分な 議論を本日やりたいと思いますが、そのための1つの素材になる議題2についても御説明 いただいた後で、議論をしたいと思います。というわけで、引き続きまして、議題2の判 定制度を活用した標準必須性に係る判断について、資料2を基に御説明をお願いいたしま す。

○高原審判課長 審判課長をしております高原でございます。判定制度を活用した標準必 須性に係る判断について、資料2に基づいて説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。判定制度は、点線の枠内にもご

ざいますが、特許法 71 条の規定に基づく制度でございます。成立した特定の特許について、一定の技術内容がその特許に係る発明の技術的範囲に属するか否かということが問題になる場合に、関係者の求めに応じて、権利の設定に関与している特許庁が、その技術的、専門的な知見を生かして、中立的な立場で特許発明の技術的範囲について公的な見解を表明するというものでございます。判定で示される見解には、法的な拘束力はないというものでございますが、このような機会を設けることによりまして、判断を求める当事者の要請に応え、無用な紛争の回避に資すると考えております。

判定の請求人については、特許権者、第三者の場合もあり得るということですが、判定の公平、適正な手続を確保する上では、請求人の主張のみに基づくのではなく、相手方の答弁も経て両当事者の主張、立証に基づいて論点整理を行いまして、技術的範囲への属否について適切に判断を行うことが重要であると考えております。

2枚目のスライドの左側にありますのが、一般的な判定の流れということでございます。 まず請求人は、特許発明と対比すべき対象物品等を特定して、判定請求書の請求の理由欄 において、判定請求する必要性などについて説明を行っていただくということでございま す。これに対して被請求人からは、請求人の主張を受けて、反論などを答弁書として提出 していただくということでございます。

審判合議体は、両当事者の主張、立証について十分に検討を行った上で、特許発明と対象物品等について対比、判断を行いまして、最終的にはその対象物品等が特許発明の技術的範囲に属するか、属しないかという判断を示すということでございます。この審判合議体による属否の判断、その理由については、判定書として両当事者に送付されるとともに、当事者以外の第三者にも公開されているということでございます。

これに対しまして、これから右側の説明を差し上げたいと思います。標準必須特許を巡る紛争が増えまして、ライセンス交渉の場などにおいて標準必須性の判断が争点になることが多い状況に照らして、そのような紛争の円滑、早期の解決のために判定制度を活用する方策はないかということで示しましたのが、右側のオレンジ色の枠内ということでございます。

標準規格文書の記載に基づいて特定された仮想対象物品等が、ある特許発明の技術的範囲に属するか、属しないかという判断を示すこと自体は、現在の判定制度の枠内で可能であると考えていますが、実際に活用していただく上では、運用上明確化が必要な部分があるということでございます。

左側の一般的な判定との違いについては、右枠内に赤字で示しています。まず請求人に特定していただきますのは、左側の枠内では具体的な対象物品等ということですが、右側の枠内では具体的な対象物品ではなく、標準に沿った仮想対象物品等であるということでございます。ここでは左側の一般的な判定における対象物品等に対応するものであるということで、「仮想対象物品等」という表現を用いておりますが、言い換えると、標準規格文書に記載された技術を意味しているということでございます。より具体的には、次のスライドで補足させていただきたいと考えております。

その後の手続の流れは、おおむね左側の枠内と同様ですが、両当事者により主張、立証がされた後で、審判合議体が特許発明と対比するのは仮想対象物品等、すなわち標準規格 文書に記載された技術ということになるわけでございます。

審議を行った結果、その仮想対象物品等が特許発明の技術的範囲に属しているということになりますと、標準規格文書に記載された技術を実現するためには、その特許発明を回避できないことになるために、その特許発明は標準必須であると判断できるのではないかということです。そして一般的な判定の場合と同様に、当事者への結果の送達に加えて、標準必須性に係る判断の結果を公開することで、標準必須特許に関する紛争、それにまつわる透明性、予見可能性が向上すると期待しているところでございます。

次に3ページ目でございます。こちらは特許発明と対応を比較すべき仮想対象物品等をどのように特定するのかということを第三世代の通信技術を例として示したものでございます。まず請求人に、右側の中ほどにあります標準規格文書から、問題となる特許発明に対応する技術的要素を具体的に抽出していただきまして、最終的に仮想対象物品として特定していただくとともに、当該特許発明の文言と対比可能な形で整理していただくということでございます。この枠内の例で申し上げますと、右側の紫色の上の枠の「本ドキュメントは、UE~UTRAN 無線インターフェースの RLC プロトコルについて規定する」というところが、本願請求項の特許発明における「移動通信システムにおけるデータを送信する装置であって」というところに対応しているということを示しております。

以下、その他の要素についても、同様に対比していただくということでございます。

全ての要素について対比を行った上で、右側の紫色の枠内の技術的内容が、全体として 左側の水色の特許発明の技術的範囲に属していれば、この特許は標準必須であると判断し 得るという考え方については、先ほど申し上げたとおりでございます。

今後、実際の運用に当たりましては、請求書の記載内容、要領なども含め、詰めていく

べき点が多くございますが、有識者の皆様の御意見なども賜りながら、実施に向けて今後 も検討を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○高林委員長 ありがとうございます。

この特許が本当に必須特許なのかということと、ライセンスフィーが幾らなのかというのは2つの関門だと思うのですが、その片方について判定制度の活用ということが今提案されているということであり、一方でライセンス料額の決定については、現時点ではガイドラインの作成にとどめてというのが事務局の御提案だったわけです。これはある程度大きな決断だろうと思いますので、これから11時までですと35分ぐらいありますので、いずれでも結構ですので御発言をお願いいたします。

どなたからでもよろしいですが、高橋委員はいかがでしょうか。

○高橋委員 まず、前提として、第4次産業革命がは進み、IoT 技術が進んでいく、その結果、今までの通信業界の中だけではなくて、それ以外の業種も IoT 技術を通じて、特に通信に係る標準必須特許との関わりが出てきている。それを巡る係争が増えてくるのではないかという現状認識については同意しています。それに対する何らかの手を打たなければならないという点においても、同意しております。

次に、具体的な手段として、裁定が挙げられていました。これについて今回提示されておりますが、裁定制度ということですと、やはり難しいという考えを持っています。この点でも同意しております。しかし、何もしないというわけではなくて、それに代わってガイドラインを策定して、特に通信業界のように、規格特許に関わる組織であったり、人材であったり、また、係争案件、ノウハウを持っている業界を中心に、その暗黙知を形式知に変えてガイドラインを策定していくというのは有意なことではないかと考えています。この点においても賛成しております。

次に、判定という話になりますが、まず狙いというか、なぜこうしたかという狙いを確認したいと思います。FRAND 宣言されている特許がある中で、それは全て標準必須性というか、規格との関係で規格適合性を満たすかというと、必ずしもそうではない。例えばLTEの分野においては、規格適合性を満たすのは約半数だという分析報告もあります。

一方で、以前のようにプールが健全に機能しているわけでも今日はなく、そのために認 定弁護士に依頼して、第三者機関である認定弁護士が必須判定をするということに基づい て権利行使を行うのではなくて、権利者が自己判定によって権利行使を行うケースが増え てきている。そういう現状を踏まえると、FRAND 宣言されていること自体は事実ですが、 その中で本当に必須特許はどれなのかということは分からない。権利者が自己判定に基づ いて権利行使するのですが、必ずしもそれが必須性を備えているのかということが、第三 者機関において判断されている状況ではないケースが増えている。そういった状況を踏ま えていくと、特許権の付与に関与して、さらには高度な専門性・技術的な知見を有する中 立的な機関としての特許庁様が判定されるということは、紛争の早期解決に資するのでは ないかと私も考えております。そういう意味では狙いについても良いというか、同意をし ております。

さらに、具体的にどうするかという点は、資料2の2ページにありますが、恐らく判定というのは、係争対象物というのがあって、それが特許発明の技術的範囲に属するか否かを判定するものなので、恐らく規格書そのものは係争対象物ではないという前提があるのだろうという想像をしています。そのために運用上の擬制というか、規格書からここで言うところの仮想対象物品なるものを運用上こしらえて対応する、そういうお考えなのかと理解しました。

ただ、実質的に見ると、クレームのエレメントと規格書を比較するというような、恐らく今プール判定で行われているような手続なのかと思います。形式的には係争対象物という建前を維持するために、こういう擬制をしているのかというところが確認できればと思っています。具体的には、いろいろな所と、これからヒアリングされていくということですので、方向性としてはこれでいいのではないかと感じています。

以上です。

- ○高林委員長 ありがとうございます。高橋委員はプレゼンをしていただいたお立場でも ありますので、最初に御発言いただきました。総じて、今示された方向性に同意するとい うことであります。判定についての御質問がありましたが、そういう判定なのだろうなと 私も理解しておりますが、何か付加するものがあれば御説明をお願いします。
- ○高原審判課長 今御発言になりましたとおりでございます。
- ○高林委員長 判定とガイドラインという両輪になっているわけですが、その辺の収めど ころについて御意見があればお願いします。

萩原委員どうぞ。

○萩原委員 経団連の立場ですが、前回は吉村さんが出ていましたが、今回は私のほうで 出席させていただいております。 基本的なところで1つこの場で確認させていただきたいところがございまして、6月のこの小委員会では、基本的にはADR制度で進めていこうということだったわけです。それが方向性がかなりシフトされたというか、180度ぐらいシフトして、それまで議論されていなかったガイドラインと判定制度という形で、ここで御提案されているということでございます。

状況的には、6月の時点と今の時点と、この特許制度を取り巻く状況はそんなに変わっていないと思うのです。資料1の6ページ目に書いてあるような裁定制度の欠点、マイナス点と言うのでしょうか、こういうことも6月の時点でもある程度想定されていたのではないかと私は思っておりまして、そうであってもADR制度という方向性で進もうとされていたにもかかわらず、今回こういう形で方向性を大きくシフトされた理由を御説明いただきたいと思います。

○高林委員長 分かりました。私は司会者としての立場ではありますが、今おっしゃった ADR については全く放棄してしまうということではないと理解しております。ライセンス 料の決定という場面にどのように関わっていくのかというところで、強制実施権というドラスティックな案が示されたわけですが、これをさらに検討を重ねてきた結果が今示されているのだろうと思います。私はそこに至る経緯を説明する役ではないと思いますが、一応世界的な趨勢を調べた結果を踏まえたいきさつから、強制実施権に対する推進力が失われてしまったように思っておりますが、その辺について室長から御説明いただければと思います。

○川上制度審議室長 委員長からも御指摘がありましたが、ADR については、この ADR と 裁定がかなり言葉の使い方が我々も不正確なところがあったと反省しているところがございます。裁判ではない裁判外の紛争処理という意味での ADR の活用は必要だと思っておりまして、現行は仲裁制度、調停制度などがございますが、そういった ADR の活用を図っていくことについては、これから引き続き検討をしていきたいと思っております。

この裁定については、ADR とはやや別の類の制度なのだろうと理解しております。我々も国内外の産業界の方々の御意見、有識者の御意見を聞く中で、この問題は権利者側の声と実施者側の意見と、それぞれのお立場の意見があるわけで、そのバランスをとることが重要ではないかと思いました。この裁定というのは、先ほども御説明しましたように、実施者側のみからの請求の制度であるということで、通常のADR のように両者が合意してその手続に持って行く制度とはかなり異質なものであると理解したところでございます。国

際的に見ても、この強制実施権の活用についてはかなり異論がある、懸念があるところもあります。先ほどアメリカの例も御紹介させていただきましたが、司法省も明確に最近、この標準必須特許問題の解決に当たって、この強制実施権を使うことは反対だということを述べている。これはあくまで1例ですが、そういう中で日本が裁定制度を採用するということについては慎重であるべきだろうということで、今回の結論に至ったということでございます。

- ○高林委員長 萩原委員。どうぞ。
- ○萩原委員 ありがとうございます。そうすると6月の時点から、さらにいろいろな検討等重ねてこられて、国際情勢とかその他いろいろな状況を確認されて、こういう状況になっていると理解しました。自民党の提言やら内閣府の知財戦略本部の推進計画にも、ADRといいますか、それに相当するような方向性で行きましょうと書いてあるので、かなり丁寧にこの方向の変更については御説明されるべきかと思います。これは意見です。ありがとうございます。
- ○高林委員長 ドラスティックな強制実施という制度は推進計画にも書かれていますし、 実現できればすごいなということであったことは確かです。しかし、これを実現化してい く過程にはいろいろな検討事項があったということであろうかと思います。ただし、やは りライセンス料を決定するシステムとして何らかの形のものを構築すべきだろうとは私も 思っておりますので、この点は引き続いて検討すべき事項であろうと思っておりますが、 強制実施権というのは大変ドラスティックな提案であり、私もわくわくしたところでもあ りましたが、やはり実現させることは大変難しかったのかなと思います。

ほかに別所委員が御発言しそうな感じですね。

○別所委員 ガイドラインと判定制度ですが、ガイドラインについては、もっぱら実施権、 実施者側という立場で3点ほど意見を申し上げたいと思います。

1点目は、標準必須特許の特定と申しますか、情報の公開という観点でございます。誠実さということが非常にポイントになるわけですが、SEP の保有者は、自ら保有する SEP について十分な情報を開示すべきだ。それが判定における結果の効率化にもつながるでしょうし、当然そこまで行かなくても、当事者間でライセンスに向かう可能性も高まるわけであります。いずれにしても、SEP の価値評価の負担の制限ということは双方努力すべきであり、特に保有者側は標準規格のどこの部分に該当するのか等の情報は開示すべきであると考えます。

判定制度の利用に関しては、当事者双方、保有者側と実施者側が出るわけでありますから、実施者側の立場からすれば、事前にセンター判定等を使って一方的に価値評価するようなことも想定できます。つまり問題の解決に時間とお金がかかる構図は、それほど変わっていないと見てとれるわけであります。したがって、そういった部分の無駄とは言いませんが、余分なお金、時間をかけないためにも、情報の公開は保有者側がやるべきであると考えます。

2点目は、資料2の冒頭に御説明がありましたが、通信業界と通信業界ということではなく、通信業界と他業界という構図になるわけであります。特に私は自動車でありますから、その観点から一言申し上げておきたいと思います。自動車はそもそも携帯電話等と違いまして、車が走る、止まるという基本機能がございます。したがって、情報通信技術というのは、今後どのように自動車が発展しても、自動車の機能の一部に過ぎないわけであります。したがって、最終製品に何やらロイヤリティを掛けることはあってはならないことであろうと考えています。

さらに申し上げれば、産業構造からして多くの部品メーカーが階層的にございまして、 標準必須特許に関する技術、機能を具体化する最小単位の部品というのは、最終アッセン ブリメーカーである自動車会社は伺い知らないところが多くございます。

したがいまして、3点目ですが、ライセンシーについても、このような部品メーカーの ライセンス交渉を拒否するような行為は断じてされるべきではないと考えます。

以上の3点、私ども実施者側の意見でございます。

○高林委員長 今の御発言には判定の話とガイドラインの話とがあったと思います。ガイドラインの作成に関しては、後のガイドラインについての御議論のときに出てくると思いますので、そのときにまたということで。

杉村委員どうぞ。

○杉村委員 御説明、ありがとうございました。6月のこの小委員会開催後から本日までの間に多方面にヒアリングしていただいた結果、以前に議論させていただきました裁定制度、強制実施権の導入については、難しいということは理解しました。先般意見募集を実施されたライセンスに関するガイドラインの策定については、一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所のほうでまとめられるということですが、グローバルな受け入れが可能なガイドラインをぜひ作っていただきたいと思っております。また、日本の中小企業にとっても、どのようにライセンス交渉していけばいいかということが分かりやすいガ

イドラインの策定をお願いしたいと思っております。

それから、判定制度のことですが、現在、私どもが日弁連様と一緒に運営しております仲裁センターにおいても標準必須特許の判定をしておりますが、こちらは非公開で行っております。また、弁理士・弁護士にも、標準必須か否かについての業務を行っている者もいるわけでございます。現在、弁護士、弁理士が既に行っている業務、そして仲裁センターが行っている標準必須判定と住み分けしていただいて、この制度設計をしていただけるということであれば、反対するものではございません。先ほど御説明いただきましたが、今回御提案の特許庁における「標準必須特許」は、原則として公開であるということでございましたので、この点も含めて異なる点については明記していただきたいと思っております。

それから、高原審判課長様から御説明がございましたが、私の理解が間違っていれば教えていただきたいと思います。標準規格に沿った「仮想対象物品等」というのは、標準規格の内容と特許の請求項の記載との対比を分かりやすくするために、標準規格文書に記載のマンデトリーな要件から一部を抜き出して、仮想的に物品や方法を特定したものであると理解しました。そういたしますと、ある標準規格に準拠した製品や方法は必ず仮想対象物品が備える要件を全て備えることとなると思います。このため、仮想対象物品ですらその技術的範囲に収まるような特許であると、標準規格に従った製品をも必ずその技術的範囲に入れることとなり、その特許は標準必須特許であると言えると考えております。

例えばFRAND 宣言だけをしている特許の特許権者にとっては、必須かどうかという判断を公開でお墨付きがいただけるような制度の制定については、利用が大いに期待できるものと思われます。一方で、アウトサイダーが、自身が持つ特許が標準必須特許である旨の判定を求めて判定請求を行う場合には、具体的な物品が存在しない場合もありますので、恐らく被請求人がいないという場合も想定されるのではないかと思っております。標準規格にはマンデトリーな部分とオプショナルな部分がございますので、例えば被請求人が存在しないような判定請求制度もあり得るということですと、請求人が標準に沿った仮想対象物品等を自身に都合がよいように特定したとしても、それに反論する人がいないことも想定されます。まだ、制度の詳細な内容が明らかではありませんので、今後更に具体的に御検討されると思いますが、その際には、特許権者と実施者とのバランスを図るような判定の制度設計をしていただきたいと思っております。

一方で、実施者が請求人の場合や、被請求人とされた場合には、特許が標準必須特許で

ないということを証明するのは、ある特許が標準必須特許であるということを証明することに比べますと、桁違いに作業量が膨大になり負担が大きくかかります。特に、通常の判定とは異なり、中小企業にとっては「標準規格に合致しないこと」を証明することは大変難しく負担が膨大になることにも御留意頂きたいと思います。また、判定書きについては、結果だけではなくて理由とともに、原則、公開にしていただきたいと考えております。以上です。

- ○高林委員長 今の判定の点については、これから検討することだと思いますが、何か付加して現時点で御説明されることがあればお願いいたします。
- ○高原審判課長 杉村委員御指摘の、権利者と実施者のバランスをよく考えてというところはそのとおりでございます。判定の結論を出すに至りましては、説明の中でも申し上げましたが、請求人それから可能な限り被請求人を特定して、両者の主張を踏まえて判断を導いていきたいというところでございます。

それから、最後に委員から御指摘いただきました、標準必須でないというところの判断については、おっしゃるとおり難しく、標準規格文書に含まれる標準技術というのは膨大なものでございます。どの特定に基づいても審判合議体は判断を下せますが、無限に近い組み合わせについて判断することはできませんので、ある請求について標準必須でない、標準必須とは言えないということをもってして、完全に標準必須ではないという結論にはならないというところに留意が必要かと考えております。具体的にどのように審判合議体の判断を示すかという点については、今後検討を進めて詰めてまいりたいと考えております。

- ○高林委員長 金子委員どうぞ。
- ○金子委員 今の点に関連して1つ質問としてお伺いしたいのですが、まず被請求人がいないような判定というのがあり得るのかということを一応確認のためにお伺いしたいことと、もう1つ細かい点で恐縮ですが、恐らく今回議論されているものは、これまでの判定制度の延長で、基本的に判定の対象となる物品は特定する必要がある。その特定については、標準必須規格に基づいた形で特定されることになろうかと思います。基本的には判定が対象とするのは標準規格そのものではなくて、あくまで特定された物品との関係で、技術的範囲に属するかどうかということを判断することに形式的にはなる。ただ、実質的には標準必須規格についても実質的な判断を含むものになろうかと思いますが、そういう理解でよいのかということが2点目です。

あともう1つ、そこで1つ問題となりそうなのが、特定された、請求人の特定したものについて、例えば特定が不十分なので判定不能であるという結論等はできると思うのですが、標準必須規格との関係でその特定の仕方が適切なのかどうかということについて、それを判定の中で争う、あるいは判断するということが可能なのか、あるいはこれから可能にしていこうという趣旨なのかという点について、確認させていただければと思います。 〇高林委員長 杉村委員の御質問にもあったのですが、標準規格というものから、申立人が適当にでっち上げて作ってしまって、これが必須ですよという主張ができるようなことなのかというのが金子委員の御質問です。それは全然標準規格にはまらない勝手な特定ではないか、だから判定はできないよということを考えているのかという御質問だと思いますが、いかがでしょうか。

○高原審判課長 基本的には現行の一般的な判定においては、原則、当事者の対立構造のもとで判断を示すことにしておりまして、実際上九割方、請求人、被請求人がある形で判断を示しております。そういう意味で請求人による特定が正しいかどうかということについては、被請求人を可能な限り定めて、その反証、反論をもって、その標準規格文書から取り出してきた内容が適切かどうかというところも含めて、審判合議体では判断していきたいということを考えております。ですから、請求人による特定についての反論は可能ということでございます。

○金子委員 今の判定の技術的範囲についてというところが、ある意味では標準必須規格 特許から、その特定が適切かどうかということも含めて判定を行うという形で運用する。 運用としてはそのように行うということですね。

○今村審判部長 補足させていただきますが、質問を誤解していたら申し訳ないですが、 1点目の御質問は、被請求人不在の場合があるのかどうかという御質問だったと思うので すが、基本的にはそれは想定していません。ライセンス交渉等で権利者側と実施予定者の 方の間で何らか標準必須性に関して見解の相違、紛争等がある場合を想定していますので、 基本的には被請求人不在の場合は想定していないというのが1点目のお答えになるかと思 います。

それから、先ほど高原課長が説明しました資料2の2ページで、右側のほうが今回新たに標準必須性に関する判断を行うというフローになっております。請求人が標準に沿った仮想対象物品等を特定となっておりますが、これは先ほど高原課長も説明しましたとおり、標準規格文書に記載された記載事項から言葉を抽出して、この3ページにあるような仮想

の物品というのを想定上のものとして取り上げるというものですので、具体的な実在の係 争物品があることとは少し違うことをイメージしています。その特定が先ほどの高林委員 長の言葉で言うとでっち上げのようなものであった場合に、クレームに該当しないのであ れば技術的範囲に属しないということになると思いますが、属しなかったら直ちに特許発 明が標準必須でないのかというと、そういう帰結にはなりません。その場合には、属しな いというところで終わるのではないかと思います。

○金子委員 今おっしゃるとおりだと思うのですが、危惧するのは、むしろ標準必須規格 特許に結びつけられる、属するような形で製品が特定されて判断された場合等について、 標準必須規格との関係で特定が適当ではないのではないかということが争点となり得るの かということをお伺いしたかったということです。

- ○今村審判部長 その場合も、被請求人がそれは正しくないという反論を行うことは可能 だと思います。
- ○金子委員 技術的範囲の認定というところでやれるのかどうかという点が気になったのですが、分かりました、可能だということであれば了解いたしました。
- ○高林委員長 あくまで仮想的な対象物件であるということですが、本当に審理したいの は標準規格ですよね。そこを何か仮想物件を作ってというふうに言っているので、いろい ろな疑義が出てきているのかなと思います。

あと5分しかありませんが、それぞれの方からこの方向性について御意見があればお願いいたします。辻居委員、どうぞ。

○辻居委員 弁護士の辻居です。弁護士会等で裁定制度についてはいろいろ議論しました。 統一した意見というのはないのですが、今回、特許庁の方向転換については、国際的なグローバルな観点からした場合、穏当かつ妥当な、ある意味勇気ある決断なのではないか、それが大勢の意見ではないかと私自身推察しております。産業界からのパテントトロールや、PAE に関する懸念はあると思いますが、日本においてこの問題を過大に見ているふうに実務家からは感じたので、グローバルな観点からした場合、裁定制度についての判断は妥当であると感じております。

他方、今回ガイドラインという形で、柔軟にいろいろな考え方、妥当な交渉等について 指針を示すことができるということですので、萩原委員、別所委員の産業界からの御懸念 もガイドラインでうまく吸収して、国際的に見ても妥当なものを作り上げていただければ と思います。 それから、3点目の判定制度ですが、私も今いろいろ御質問あったように誰が被請求人になるのか、これを争う人を請求人が選ぶわけですが、どういう形で被請求人を選んで、特許庁にそれが妥当な被請求人なのかということを判断できるのか、それでちゃんと議論がかみ合うのかなということで、この判定制度がうまくいくのか、私の理解不足かもしれませんが、よくよく御検討していただければと思います。

以上でございます。

- ○高林委員長 國井委員どうぞ。
- ○國井委員 ガイドラインと判定制度で行くというのは現実的な方向かと思います。ちょっと教えていただきたいのですが、今は全てのモノがつながって、インターネット等でイノベーションが非常に必要な時代、いかにスピーディに対応できるかというところが大きな課題だと思います。今回こういう方向によってスピーディに問題解決ができるのか、それから先ほど特許庁のキャパシティー云々のお話がありましたが、要員確保が十分できるのか、人材育成ができるのか、そのあたりについて確認させていただければと思います。
- ○高林委員長 今の質問は、判定をやる場合のお話でしょうか。
- ○國井委員 この方向で行くに当たって、前の裁定制度で行くこととは方向を変えられて、 それでスピーディに問題が解決できればいいと思うのですが、特にそこでは差がないのか、 よりスピーディになるのか、そのあたりを教えていただければと思いました。
- ○高林委員長 必須特許性についての判断を迅速に行えるのか、あとはライセンスフィーの合意をどのように導くかという2つの点があると思うのです。判定は必須特許性について行うというのですが、先ほど高橋委員もおっしゃったとおり、必須特許だよと言っているものの半分は必須特許ではないという現実があったりすると、特許庁のキャパシティーとして物すごい数の必須特許かどうかという判定の申立てがあったときの、迅速性とか人的なものはあるのかという御質問でもあるのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。
- ○高原審判課長 基本的には係争の対象となっているものについて、スピーディに解決を図っていきたいところでございます。予想以上の例えばプール関連技術特許についての判定等、想定を超えるものが出るか出ないか、これは実際運用を始めてみないと分からないところですが、両当事者がいることを前提とした上で、それ以上のものが出てくれば、判定請求の中でその判定請求をしていただく必要性、背景についても御説明いただく、それを踏まえてプライオリティー付けをして順々に審理していくことを考えております。

○高林委員長 ガイドラインについての御説明とそこの審議も残っておりますが、この判定とか強制実施権の点についてさらに御発言がございますでしょうか。萩原委員、どうぞ。 ○萩原委員 先ほど杉村委員の御発言にもあったのですが、弁理士会と日弁連で既に知財仲裁センターで標準必須特許についての判定サービスがあるわけです。一定の評価は受けていると私は聞いております。そういう状況の中で、さらに特許庁さんとして、この判定制度を利用した標準必須特許の判断をするという、その違いというのかメリットというのか、そこをかなり明確にしておかないと、民間がやっているもので評価を受けているものを、またお役所がやるのかということになってしまうのではないかと思うのですが、その辺の違いを教えいただきたいと思います。

○今村審判部長 先ほど杉村委員も御発言されましたように、特許庁の判定というのは結果を公開するというのを前提にしています。一方、仲裁センターでの判定は非公開と、ここは大きな違いだと思っています。また、仲裁センターの標準必須判定には被請求人は存在しないと理解していますが、先ほど申し上げましたように、特許庁でこれからやろうとしているものは、当事者間で標準必須性について争いがあるような場合を想定していますので、基本的には被請求人を立てていただく。ここも違う部分であると考えていますので、住み分けは可能ではないかと考えております。

○萩原委員 それが事業者、特に中小の事業者にとって分かりにくくならないように、ガイドラインでやられるのかどうされるのか分かりませんけれども、ぜひ丁寧な説明をお願いしたいと思います。

○高林委員長 今、判定と強制実施権についてどうするかという点について、これはある 程度の決断でございますので、御発言されていない委員の方からも一言ずつでも結構です が、御発言いただければと思います。

蘆立委員から、御発言あればということで順番にお願いいたします。

○蘆立委員 基本的には事務局に御提案いただいたように、裁定制度については時期尚早であるということで、今回は見送る方向性でよいのではないかと個人的には思います。まずはガイドライン等を通じて両当事者がうまく交渉して、まとめられるように促進していくことを優先するという方向であると理解しました。ただ、判定についてはもう既に何名かの先生からいろいろな疑問点等出てきているところですので、これをいつ頃までに導入するかについて現時点で決まっているのか、それとも今後いろいろ詰めていった上でそれも決定するということなのか、分かっているようでしたら教えていただければと思います。

- ○高林委員長 いかがでしょうか。
- ○今村審判部長 これからユーザーの皆様方の意見も聞きながら運用等を詰めて、先ほど 萩原委員から御意見がありましたように、判定のための手引書のような説明資料等も作成 いたしまして、可及的速やかな段取りで進めたいと思います。
- ○高林委員長 次は長谷川委員、お願いいたします。
- ○長谷川委員 中小企業の長谷川です。今まで議論を聞いており、正直言いまして、この標準必須特許自体について、私は経験もほとんどなく、知識もないということで、余り多くを語れません。杉村委員のお話などを聞いておりまして、このガイドラインを今後作っていく上において、グローバルでなければいけないですし、スピーディに判断でき、また当然中小企業にも分かりやすいということで、物を作っていただけるよう、お願いします。以上です。
- ○高林委員長 ありがとうございます。 それでは、春田委員お願いします。
- ○春田委員 連合の春田でございます。今お話があったとおり、この標準必須特許をめぐる課題への解決策の方向性ということでは、この裁定制度の導入が困難であるという判断、それからガイドラインの策定、判定制度を活用した標準必須性に係る判断については、事務局の方向性に同意するということでございます。

1つ心配なのは、先ほどもお話があったとおり、この第4次産業革命が進展してきて、標準必須特許を巡る実務は非常に変化している、または非常に多忙化しているのではないかと思っております。そういった中で特許庁内も含め人材育成、体制整備も頭に入れながら、今後この課題への解決策を進めていただければと思っております。

以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。

それでは、宮島委員お願いします。

○宮島委員 私はこの分野を専門にしているわけではないので、中身に関しては皆さんの 御意見に従いたいと思います。一方で、先ほどから考えていましたのは、この前話し合っ た民間サービスとの関係はどうなのだろうとか、今回の御質問が出たような位置づけの展 開は何だろうとか、そういうことを私が分かってないのかなと思ってずっと悩んでいたと ころ、委員の中にも必ずしもそれが分かっている状態ではなかったということを考えると、 今回の提案について、これまでの経緯との関係に関しての説明が資料の中で不十分なので はないかということは感じました。特に専門の方々だけが分かっていればいいということに今後もなるのであれば、それでいいのかもしれませんが、次の課題でもあるように、中小企業とか知財の専門家がいない人たちも巻き込んでいろいろなことをやっていこうという中では、若干今日の話の転換とか前の議論との関係について、私には完全に腑に落ちない部分があった、そして質問も幾つか出たということは、多分外から見て質問する機会のない方々から見れば、更に分かりにくいのではないかと思います。今後そうした経緯に関しても、特許庁の示していくことそのものが大事なのではないかと思います。

さらに、ガイドラインというのは、ここのところ判断が難しいときによく使われる手法ではあります。でも、そこが抽象的であるから、ガイドラインをどう作るかということはものすごく肝になってくると思います。ガイドラインの一番肝になるところは、その組織のスタンスとか国の姿勢を明らかにするところに一番重要性があると思いますので、いろいろなことに関して当然分かっているだろうと皆さんから見れば思われることであっても、より丁寧に説明し、ガイドラインに細かく書き込んでいただければと思います。

○高林委員長 ありがとうございます。ガイドラインについては、最後の審議事項として 議論したいと思います。それから、判定と仲裁センターとの関係等で、仲裁センターから のプレゼンもやっていただいた経緯があります。その辺との関係はどうなのということも 御指摘のとおりであります。杉村委員からも御発言があったとおり、民業圧迫ということ ではなく、お互いやるべき島を守ってやっていくという制度設計をこれから考えていきた いということだと思いますので、今の御発言、大変ありがとうございました。

最後になりましたが、山本敬三委員からよろしくお願いします。

〇山本(敬)委員 私自身の専門は民法ですので、特に方向性について申し上げることは ございません。現状においては、このような方向性で行かざるを得ないということは、よ く理解できるところです。ただ、今の御発言とも関係しますが、資料の3ページ目に、標 準必須特許を巡る実務の変化と課題として、ここに書かれていることが問題であるという ことが示されています。そうすると、今回お示しになっている方向性によって、この課題 がどこまで改善され、そして何が残るかということは明確にする必要があるのではないか と思います。例えば、判定制度は、対象物品等が特許発明の技術的範囲に属する、属しな いということが問題になっている場面で使われるものである。そうすると標準必須特許を 巡る問題の中で、このタイプの紛争がどの程度あり、この制度によってどこまで問題が解 決され、しかし残る問題はこのようなものであるということを示すことが、政策立法であ る以上、必要ではないかと思います。

また資料1の3ページ目を見ますと、クロスライセンスによる解決が困難である、あるいは、業種が異なり、必須性や価値の判断が困難である、等が挙げられています。これらの問題は非常に難しいので、ガイドラインによって一定の方向づけをしようという方向性は、もちろん、よく理解できるところです。ここから先はガイドラインの議論になるので、そのときに御検討いただければと思うのですが、これは非常に難しい問題で、ガイドラインを作るとなるとかなりの困難が予想されます。そのような中で特許庁がガイドラインを示すならば、かなり明確で、これは問題がないであろうというものを挙げていかれるのではないかと思います。そうすると一番現場で困っている難しい問題はどうなのかということが、どうしても残っていくのではないかと思われます。非常に難しい問題なのですが、方向性を示されるときに、どこまでが改善される見込みがあり、そして何が残る問題かということをお示しいただければありがたいと思います。

○高林委員長 大変ありがとうございます。難しい問題であることはもちろんでありますし、ガイドラインを示すことによって、AI でポーンと入れると 0.02%とかの数値が出てくればいいのですが、そういうことはあり得ないので、ガイドラインを作り最終的なライセンスフィーを幾らにするかというところを、どのように決定していくのかということは民でやるのか、仲裁でやるのか、いろいろなことが考えられていくだろうと思いますが、強制実施という考えは今回棚上げしたということかと思います。

4. 法改正検討事項について

○高林委員長 皆様から御意見を伺いましたので、この議題についてはこの程度にいたしまして、次の議題に移ります。また最後にガイドラインのお話もありますが、続いては法 改正検討事項につきまして、資料3に基づいて御説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 それでは、資料3に基づいて御説明させていただきます。法改正検 計事項の1点目ですが、証拠収集手続の強化についてでございます。3ページ目を御覧い ただきますと、この論点について既にこの小委員会の中で3月に取りまとめをいただいて おります。おさらいですが、訴え提起後の証拠収集手続については、書類提出の必要性の 有無について、インカメラ手続を導入する。それから技術専門家が証拠収集手続の関与で きるようにする。訴え提起前の証拠収集手続についても、任意性を維持した上で、技術専 門家が関与できるようにするといった内容が盛り込まれております。

これを具体的にどう対応していくかというのが4ページ目でございます。中ほどに簡単に図で書いておりますが、従来は、提出を拒む正当な理由の有無の判断の際にインカメラ手続が導入されておりますが、これを今回この図で右側の方向、すなわち提出の必要性の有無の判断についても、インカメラ手続を導入するということが1点です。

それから、開示先についても、従来は当事者と訴訟代理人、補佐人には開示できるということになっておったわけですが、これについては、あくまで当事者の同意を得た上で専門委員にも開示できるようにするということで、証拠収集手続の強化を図りたいということを考えております。

それから下の部分ですが、訴え提起前の証拠収集手続については、現行制度でも、技術専門家が執行官に同行することで、訴え提起前の証拠収集手続に関与ができるということで整理しております。また、秘密保持契約を締結すれば秘密保持も担保できるということでありますので、今回は制度改正を行わずに、あくまで現行法の運用で対応したいと考えております。

次の5ページから、参考条文を付けております。

それから7ページですが、グレースピリオドの拡充についてでございます。特許法では、 出願前に既に公表されている発明については、新規性がないということで権利化できない というのが原則ですが、権利者の意に反する公表とか当該者の行為に起因した公表から6 月以内に出願した場合については例外として救済する、いわゆるグレースピリオドの規定 が設けられております。

第4次産業革命の進展の中で、オープン・イノベーションが活発化していくと、本人以外の者の公開によって新規性を喪失するリスクも高まっております。また、必ずしも知財制度に精通しておられない方々を適切に救済するという観点から、今回このグレースピリオドを現行の6月から12月に延長したいと考えております。これは既にTPP担保法で措置されている部分でございますが、その担保法の施行の前に、今回の法改正で措置したいと考えております。また、このグレースピリオドについては、意匠法の中でも設けられております。また、このグレースピリオドについては、意匠法の中でも設けられておりますので、今回、特許法にあわせて意匠法でも措置したいと考えております。

次の8ページ目ですが、中小企業の特許料金の一律半減制度の導入でございます。これ までも中小企業の特許料金の軽減制度は設けられておりましたが、対象が赤字法人等に限 定されていること、それから手続が煩雑であるという理由で、必ずしも十分に利用されて いないという状況にございます。そこで今般、中小企業全てを対象とした料金軽減制度を 導入し、あわせて、手続の簡素化も図っていきたいと考えております。

また、特許特会が収支相償で運営されているということもありまして、少なくとも減収 見込み額見合いの料金の引上げを行う予定で考えております。

次の9ページ目で、その他の法改正検討事項を示しております。1つは、先ほどから議論が出ています判定制度における営業秘密の保護ということで、現状、判定に係る書類は、閲覧請求や公報等の形で外部に公開されているわけですが、判定に関する書類に営業秘密が記載されている場合については、当事者の申し出によって、当該書類の閲覧等の請求を認めないような見直しを行いたいと思っております。

それから、クレジットカードを利用した特許料等及び手数料納付制度の導入ということです。現状、日本でも、地方税や国民年金等の公金分野においてはクレジットカードの利用が進展しております。また、海外の知財庁においても出願手数料等のクレジットカード納付を認めている。日本特許庁においても、特許料等手数料のクレジットカードの納付による納付を認めることとしたいと考えております。

以上でございます。

○高林委員長 ありがとうございます。

改正事項ということでは、この前検討した証拠収集についての点のほか、グレースピリオドの点などございます。証拠収集の点は、提訴前証拠収集処分は法改正しないでもできるでしょうというのは、えーっという感じがあります。無体物であれ有体物であれ現行法でできるのですと言われてもこれまで誰もやらなかったわけです。そこで私は、この制度を無体物に対してもある程度使えるようにするべきだと昔から言っていたわけですが、現行法でもできるんですよということが確認されたとしても、それだけでうまく運用されるのかなという点は気になります。また、提訴後の書類提出命令の点につきましても、現場で運用される裁判官の立場から、提訴後、提訴前について法改正についての御意見がありましたら、佐藤委員から御発言をお願いいたします。

- ○佐藤委員 訴え提起前の証拠収集手続についてということでよろしいでしょうか。
- ○高林委員長 どちらでも構いません。
- ○佐藤委員 まず、訴え提起前の証拠収集手続ですが、現状では手続的な要件が様々ある ということで、利用状況が非常に利用されているかというと、限定的な利用にとどまって いるというのが現状です。ただ、こういう形でもともと専門家の関与は知的財産権ほどの

専門性がない場合を想定していたわけですが、こちらでこういう形で議論されるということで、知的財産権訴訟でもこういう形で使えるのだということが広まって、様々な工夫が行われることによって申立てが増えていくということがあれば、それは非常にいいことではないかと思っています。ただ、現状が急に申立てが増えるかというと、そういう状況ではないだろうと思っておりますが、一定の意義があるのではないかと考えております。

- ○高林委員長 辻居委員は、使ってみようかというようなことになりませんか。
- ○辻居委員 これを使いたい気持ちはありますが、多分依頼者から聞かれると思うのですが、基準とかどの程度成功する確率があるかと聞かれた場合に、これはこうだからこの程度だよということを言えないと、使ってみるというのは現実には難しいのが実情でございます。

○高林委員長 秘密保持契約を締結しながら、強制力は付与しないでということで、なかなか縛りが非常にきついので、そこまで合意ができるなら何も裁判所が関与しないでもできるでしょうみたいな話なのかなという気もしますが、私としては提訴前証拠収集処分というものが日本は非常に弱いと思っているので、現行法でもできるんですと言うわけですから、是非活用してみてくれないかなと思います。杉村委員とか辻居委員がどんどん活用してみるとか、佐藤委員がどんどん受け付けるとか、やってくれるとうれしいなと思っているのですが、なかなか難しいとは思いますが。

この提訴前、提訴後の証拠収集に関して、ほかに御意見ございますか。 長谷川委員。

- ○長谷川委員 私は提訴後の証拠収集に関し多少経験しました。そのときは結局何も認められずに終わってしまったのですが、このインカメラ手続を利用することで、例え請求が却下されたとしても、裁判所が一目でも書類を見た上での判断であれば、請求した側も非常に納得性が上がるのではないかという思いが経験上あります。また、見た上で請求を取り上げてもらえれば、より良いです。ということで、裁判をする上で、納得性は非常に大切ではないかと思い、この改正は非常に良いと思います。
- ○高林委員長 ぜひ活用してみてください。

ほかにこの証拠収集に関してはよろしいでしょうか。

○佐藤委員 まず、証拠提出命令の必要性の有無を判断できるようにするということですが、実際上、書類提出命令の判断というのは、正当な理由の有無の判断と必要性の有無の判断を総合して、結果として提出命令が認められるかどうかを判断するということになり

ますので、これは正当な理由に限らず、必要性の有無についても判断できるようにする、 ということは、運用がしやすくなるのではないかと思っています。

それから、専門委員への開示ですが、これも裁判所としては専門委員の活用を図って積極的に進めているところです。これがどれほど数多く専門委員に開示しなければ分からない状況があるかというのは、また別の問題ですが、専門委員への開示ができるようになることは非常に運用上よいのではないかと考えております。

以上です。

○高林委員長 この提訴後の書類提出命令に関しても、この制度ができたからどんどん使います、どんどん事件が増えましたということにならないのかもしれませんが、ツールが非常に広がったということが大きいのではないかと思います。

証拠収集に関してはよろしいでしょうか。

○杉村委員 証拠収集手続については、訴え提起後のインカメラ手続の必要性について裁判所が判断する際に技術専門家を関与させるとする証拠収集手続に賛成です。また、訴え提起前の証拠収集手続について、現行法でも対応が可能だということは理解しましたので、今回の改正の方向性については賛同します。なお、訴え提起前においては、現実の問題としてなかなか使われていない状況もあり、特許法に明記されることによって活用頻度が増えて、特許紛争処理の適切な解決につながることも期待されるのではないかと思うところもございます。例えば建物の鉄筋の構造の発明ですと、一旦、コンクリートで覆われてしまいますと鉄筋の構造について、後で侵害かどうかを立証するのは大変困難です。このような場合においては、訴え提起前の証拠収集は非常に重要でございます。土木・建築業界の企業には、中小企業の方々が多く、このような中小企業の方々が多い業界の今後の状況を見ていただき、特許に関する紛争処理に係ることであれば、やはり特許法に明記していただいたほうが良いとする状況が多数見られるようになった場合には、必要に応じて、また御検討いただければと思います。

○高林委員長 いろいろな会議の場でも、制度の存在の広報不足ではないかみたいなことも言われたのですが、私は制度は既にあるのだから存在を広報している段階ではなく、実際に運用すべき段階ではないかと申し上げていたわけです。今回は現行法のままでも運用できるということが確認されたわけですから、使えるのだということを積極的に広報していくことを裁判所なり、特許庁なりで考えていただきたいと思います。

それでは、さらにグレースピリオドの6月を12月にするという制度改正についてはい

かがでしょうか。

杉村委員。

○杉村委員 先ほど室長のほうから御説明がございましたが、特許法だけではなくて、意 匠法にも導入していただけるということをお聞きして安心しました。特許と意匠相互間の 変更がございますので、この点が懸念事項でございました。頂きました資料を見ますと、 「意匠にも導入」ということが記載されておりませんので、この点も明記していただいて、 オープンにしていただくのが良いのではないかと思っております。

以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。

この点に関して他によろしいでしょうか。

特許料金の一律半減というこの辺について、長谷川委員いかがでしょうか。

- ○長谷川委員 私はこの軽減制度を利用したことがないのですが、私の先輩が以前にやって、非常に手間がかかり、あれは二度とやりたくないということを聞いたことがあります。 今回手続が簡素化されたということで、ぜひ今度やってみたいと思います。
- ○高林委員長 そのような制度ですが、その辺も含みまして、中小企業に一律半減という ところ、そのほか営業秘密の保護とかクレジットカードでの支払いの点もございますが、 その辺についてはいかがでしょうか。

杉村委員どうぞ。

- ○杉村委員 中小企業の全てを対象にして料金を半減していただくことについては、全面 的に賛成したいと思っております。先ほど御説明がございましたが、料金の半減だけでは なくて手続の簡素化もお願いしたいと思います。一方で、資料の一番下に目立たないよう に書いてございますが、「減収見込み額見合いの料金の引上げを行う予定」と書いてござい ます。この料金の引上げについては、どこを対象にどの程度引上げをされる御予定なのか、 もし御検討が進まれているようでございましたら、教えていただければと思います。
- ○戸髙総務課長 まず手続の簡素化については、今までの減免制度が個別の法律ごとの制度になっていたということで、確かにいろいろな証明書類をいただいていたということがあります。今般こういう形で一律半減することになりましたので、そこの簡素化は御指摘も踏まえて最大限しっかりやっていきたいと思っております。

料金の引上げにつきましては、特許特別会計が独立採算でやっていることと、昨今の審 査の迅速化、質の向上も踏まえて様々なサービスをやっている関係もありまして、やむな く引上げさせていただきたいと思っております。引上げ幅については、今精査しております。対象として審査請求料なのか特許料なのかというところも含めて、まず引上げの必要な幅を精査した上でなるべくそれが薄く広く、他の出願人の方にも負担いただくわけですが、なるべくその負担が少なくなるように精査した上で、料金の引上げ幅と対象料金についても明らかになった時点で御説明したいと思っております。

なお、過去この 10 年で料金は 2 回引下げを行っておりまして、2 年前に特許料金の引下げを行っております。その前に審査請求料の引下げを行っておりますが、その引下げ幅はかなりの引下げ幅になっております。その引下げの効果が無くなるような引上げ幅にはならない形でしっかりと考えたいと思っております。

- ○杉村委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。 また、引下げ対象は、特許が対象ということでございますか。
- ○戸髙総務課長 その御趣旨は意匠、商標。
- ○杉村委員 意匠等です。
- ○戸髙総務課長 今般の措置については、特許を対象として考えたいと思っております。
- ○高林委員長 それでは、今回の法改正についての議論はよろしいでしょうか。

証拠収集のところについては裁判所に対する期待が大になるかもしれないので、その点はよろしくお願いしたいと思います。

- 5. 標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの検討状況について(報告)
- ○高林委員長 それでは最後の議題ですが、議題4、標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの検討状況についての御報告をいただき、議論していきたいと思います。 よろしくお願いします。
- ○川上制度審議室長 それでは、標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの 検討状況について御説明させていただきます。当初は資料をお配りして御説明させていた だく予定で考えておりましたが、資料の準備、精査が間に合わなかった関係で、本日は口 頭で御説明させていただきたいと思います。

このガイドラインの作成に当たりまして、9月29日から11月10日まで提案募集をさせていただきまして、国内外から48件、国内24件、海外24件の御提案をいただいたところでございます。今後こうした提案を踏まえて原案の策定を進めていきたいと考えており

ます。

様々な提案がございましたが、その一部を簡単に御紹介させていただきたいと思います。 ガイドラインの趣旨については、もちろんこのガイドラインは法的拘束力がないというこ とで策定を進めているわけですが、特に海外からは、このガイドラインが新しい規制とな るのではないかというかなり警戒の声が寄せられております。この点については先ほど御 説明しましたように、これは新たな規制を導入するものではなくて、事実を客観的に整理 して記述することで説得力を持たしていくものであるということを、よく説明していきた いと思っております。

それから、標準必須特許のライセンス交渉において、どういう課題があるかということについていろいろな御意見をいただいておりますが、標準必須特許の保有者が、例えば支配的な立場を獲得して不合理な条件を要求したり、不公平な圧力をかける目的で差止めを求めたりするという御意見がある一方で、そうしたホールドアップのような問題は実際には起きていないのだという御意見とか、あるいは逆に実施者側がライセンス交渉の必要性を無視したり、可能な限り交渉を遅らせたりするホールドアウトが広がっている、そういった御意見もございました。

あと、例えば通信モジュールメーカーが、最終メーカーから特許補償義務というものを 課せられていて、通信モジュールの販売価格を超えるような賠償額を負わされるおそれが ある、そういった指摘などもございました。

それから、誠実な交渉についての御提案ということでいろいろな意見をいただいております。例えば欧州司法裁判所の決定に示された判断基準を基本にすべきといった御意見、あるいは誠実な実施者に対しては差止請求権が制限される場合がある一方で、不誠実な実施者に対しては差止請求権が制限されるべきではない、こういった御意見等ございました。それから、交渉期間についても、実施者側が遅延工作などでは一定の合理的な期間内に案を示さない場合は、権利者の差止めが認められるべきではないかという御意見がございました。

それから、先ほど別所委員からも御指摘がございましたが、交渉の中でどういう情報を提供すべきかという点については、例えば権利者側から実施者側にクレームチャートのようなものを提示すべきではないかという御意見や、特許権者側は必須性、あるいはライセンス料率算定の根拠を示すような情報を提供すべき、そういった御意見等がございました。それから、これも先ほどの別所委員からの御指摘にも関連しますが、交渉のフロントに

誰が立つべきかという視点で、バリューチェーンの中のどのレベルとライセンス契約を締結するかについては、これは権利者の裁量で選択できるようにすべきという御意見もございます。それに対して逆にライセンス契約の相手を、例えば最終製品メーカーに限ったり、あるいは部品メーカーからのライセンス交渉の要求を拒否したりするというのは、FRAND条件に反するのではないかという御意見もございました。

それから、合理的なライセンス料の水準について、その算定の基礎をどうすべきかという点について、これも先ほどの別所委員の御指摘とも関連しますが、最小販売可能特許実施単位を料率の算定の基礎とすべきという御意見に対して、最終製品の基準に特許の価値を算定するのは合理的であるという御意見、あるいは、いずれの考え方でも、結局は対象製品における標準化規格の貢献を算定の基礎にする点では、同じことなのではないかという御意見もございました。

それから、算定については、例えば同じ規格を利用している場合でも、製品分野ごとに違うライセンス料を設定することが合理的だという意見に対して、同じ特許にもかかわらずライセンス料率が異なるのは許されるべきではないという御意見など、非常に様々な御提案を今回いただいたところでございます。

いただいた提案を整理する中でいろいろな課題が浮かび上がってきておりますので、こ うした点を中心に今後議論を整理しながらガイドライン策定を進めていきたいと考えてお ります。

以上です。

- ○高林委員長 今は途中経過報告ということですが、そこで示された中には別所委員が先 ほど御指摘されたところなどもありますし、様々な意見があるわけでしょうから、これを どうやってまとめるのかなと心配になってくるわけです。ガイドラインは今年度末までに 作ろうということですか。
- ○川上制度審議室長 来年春を。
- ○高林委員長 来年春をめどにということですと、もう3か月、4か月しかないということです。AI のようにぽっと入れると、0.02 とぽんと出てくるものができれば本当にいいのですが、そういうものではない。両論併記みたいなものが羅列されていくということだと、先ほど宮島委員がおっしゃったとおり、これをもって合理的に計算のできる基準になるのかということもあろうかと思います。

その辺には根本的な問題もありまして、ライセンス交渉に対して相手方になるべきもの

が誰なのかということや、分野別にライセンス料率が違っていいのですかとか、それについてもいいという説と悪いという説があるということになってくると、これは取りまとめるのは大変だなと思ってしまいます。

時間もまだありますので、それぞれの分野によっても御意見はいろいろあろうかと思う のですが、いかがでしょうか。

それでは辻居委員お願いいたします。

- ○辻居委員 1点、今委員長がおっしゃったタイミングの問題で、パブリックコメントがいつも年末で、年始の忙しいときになかなか対応が難しいのですが、これはぜひ対応しなければいけないと各団体は考えていると思うので、そういう意味で時期とパブリックコメントの準備期間はかなりはっきりと明示していただいたほうが、重要な問題だけにありがたいと思っております。
- ○高林委員長 その辺の計画があれば。
- ○川上制度審議室長 今考えている予定では、まず年内に原案を策定したいと思っております。その後は速やかにパブリックコメントをかけさせていただいて、ある程度しっかりした期間をとりつつ、また幅広い御意見をいただいて、前回と同様に国内、国外からの御意見を賜るということで、日本語と英語の両方でパブリックコメントをかけさせていただいて、その上で来年春に取りまとめというスケジュール感で考えております。また、来年の春に取りまとめてそれで終わりということではなくて、その後も引き続き御意見いただきながら、必要に応じて修正等行いながら、生きたガイドラインにしていくということを考えているところでございます。
- ○高林委員長 國井委員お願いします。
- ○國井委員 時代が急速に変わっていて変化が激しい時代なので、定期的なガイドライン の見直しも非常に重要だと思います。その辺りについてはどのようにお考えですか。
- ○川上制度審議室長 おっしゃるとおり、この標準必須特許をめぐる環境は非常に目まぐるしく今後も変わっていくと思います。とりあえず、来年の春に何らかの形で取りまとめは行いたいと思っております。その後も御指摘いただいたように、いろいろな御意見いただきながら修正されるような仕組みも考えていきたいと思っております。
- ○高林委員長 並行してヨーロッパでもガイドラインをつくっているという話がありますが、ヨーロッパのほうの進捗はどうなっているのでしょうか。
- ○川上制度審議室長 ヨーロッパ、EUのほうでも先ほど御説明しましたように、標準必須

特許のガイドラインを策定していると伺っております。当初聞いているところでは、11月中に公表されると聞いておりました。内部でもいろいろな意見があったり、また権利者側、 実施者側それぞれからいろいろな意見が寄せられていたりしているということで、かなりいろいろな議論がある中で今作業を進めていると承知しております。

○高林委員長 ライセンシー料率の決定というのは、日本限りの問題ではなく、国際的な問題でありますが、只今の御説明はガイドラインの策定は日本が先行してやっていくということを今考えておられるということなのでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。 ○川上制度審議室長 今は EU と日本でこの作業を進めておりますが、EU のほうがもし出ましたら、それも見ながら歩調がとれた形で示していくのかなと考えております。こういう取り組み自体は今まで余りされていない取り組みという意味では、日本が先行してやっている状況であると認識しております。

○高林委員長 本当に白いキャンパスに書いていくようなガイドラインになると思うので、影響力も非常に大きいだろうと思うのですが、大きいからこそいろいろなことを書いていくことになると、どのようなガイドラインになるのかなというのが、やや気がかりです。 結果としてこのガイドラインに沿って民間でライセンスフィーを決めていこうとか、仲裁機関なりで決めていこうというときに、これが大いに役立つものでなければならないと思うわけです。そうすると総花的なことがみんな書いてあるというのではどうなのかという気もします。

どうぞ、高橋委員。

○高橋委員 ガイドラインについてですが、恐らくユーザーになる方というのは、通信業界の人たちは組織があったり、人材がいたり、過去の経験値、ノウハウがあったりするので、多分それを使ってということになるので、それ以外の方々がユーザーになるのだろうというイメージを持っています。JEITA では一応そういうつもりで意見の取りまとめをしています。

そのゴールですが、生まれも育ちも違う業界の人たちが、今は IoT の技術が進展するということで係争の当事者になっていく。生まれや育ちが同じような業界であれば、考え方が違ったとしても同じような土俵の上で議論するのですが、そういうのがないところで議論することになるので、何もないということになると、それではいきなり交渉をスタックすることもありえます。こういうことを考えると、ベクトル合わせということに照準を合わせても私は意義があると思っています。その先の紛争の解決まで狙うと、ちょっとハー

ドルが高いように思います。ですので、こういう方法で行こうよ、この土俵の上に乗っかってやろうよ、というベクトル合わせの期間が短縮できたり、考え方が整理できたりするという点でも、私は非常に意義があると思っています。そこら辺に照準を合わせればできるのかなと思っています。

あと、いろいろな考え方があるのですが、いろいろな考え方は過去もそうですし、将来 にわたっても、なくなるものではないと思います。ですので、実施者の立場であれば、ど ういうロジックで今まで通信業界の方が主張してきたのか、こういうふうに主張するのだ、 ということを共有することは役に立つのだと思います。

一方で、権利者側の立場に立たなくても、相手である権利者はなぜそういう主張するのかという背景みたいなものを共有できることは、交渉をスタックしたらすぐ訴訟というのではなくて、そういう思考とか、そういう事業的、実務的な背景があるということを共有できることは、交渉がスタックしたときの解決の糸口になるかもしれず、それはそれで私はガイドラインとしての意義はあると思っています。

最後に申し上げたいのは、パテントプールを立ち上げて運用してきた日本企業というのは、ものすごく大きな貢献をしてきています。どの会社さんも実施者側であり権利者側でありと両方を経験している。そういう大先輩たちが、もうそろそろ定年をお迎えになられる時期が近づいているということであれば、今のうちにその暗黙知を形式知化しておいて、財産として集約しておきたいという気持ちはあるので、そういった意味でも今のタイミングで整理されるのはすごく意義があることだと思っています。その方向であればガイドラインの作成はできるのではないかと思っております。

○高林委員長 バックアップしていただく御発言で、うれしい限りであり、かつ肩の荷が 重くなっているかなという気がいたします。まさにそういうガイドライン、知を集めたガ イドラインということで、意見が違う業界の意見も知ることができるということでありま すが、作るのは大変だろうなと私は常に思ってしまいます。私は単なる司会ですので、や って頂戴ねと言うだけなので気楽なものですけれども。

これから 12 月までにパブリックコメントを出そうということは、たたき台を作ろうということですから、これはぜひにということがあれば御発言を。

金子委員、どうぞ。

○金子委員 私も、大変だろうなというのが一番の感想であります。ガイドラインを作る ことの意味は、恐らく標準必須特許のライセンス交渉に係る交渉コストを削減する、場合 によっては、それが紛争になったときの紛争解決に関するコストを削減することが目的であろうと思われます。そういった意味では、あらゆる問題について明確な線引きをするようなガイドラインができればもちろんいいわけですが、そうでないとしても総論的なものについての共通の理解や、少なくともこういった点があるからといって不誠実にならない、あるいは誠実であるといったものについて、最低限共通の理解、妥当な理解が示されてもそれでも混沌とした状況、あるいはそういったものについて余りなれていない関係者にとっては有意義なものとなりますので、全てについて線引きすることはできないとしても、できる範囲でガイドラインを示すことができれば、コストの削減という点では有益なのではないかと考えております。

- ○高林委員長 スケジュール的に言うと、次回のこの会議の前に青写真のようなものを示 そうということになるのでしょうか。
- ○川上制度審議室長 この会議自体は制度を審議していただく会議なので、そのときの状況はいろいろ御報告できると思いますが、それまでに青写真ができるかどうかは進捗次第ということだと思います。
- ○高林委員長 スケジュールとしては、12月にはパブリックコメントを。
- ○川上制度審議室長 年内に原案を確定したいと。パブリックコメントの時期がいつになるか、またそれは。
- ○高林委員長 やはり2月ごろになるのですか。
- ○川上制度審議室長できるだけ速やかにと思っております。
- ○宗像長官 原案ができたら、できるだけ早く年初にパブリックコメントというイメージ ですね。
- ○高林委員長 という長官のお話ですから、年始にはパブリックコメントということになったということのようです。この辺が肩が重くなったということだと思います。
- ○宗像長官 年初ですね。
- ○高林委員長 ほかに全体としてでも結構ですが、何か御発言ありますか。 萩原委員。
- ○萩原委員 しつこいのですけど、ADR の議論のときに調停とかあっせんという話が出ていましたが、そこら辺も今後は余り積極的に触れないという感じですか。
- ○川上制度審議室長 先ほど申し上げたように仲裁、調停については、それは使われるようにいろいろ今後検討していきたいと思っております。

- ○萩原委員 既存の仕組み中でやっていければということですか。
- ○川上制度審議室長 既存の仕組みの中で、どういうことができるかという観点から検討 していきたいと思います。

○高林委員長 最後にいい御質問していただきました。私としてはADRが主眼であり、その中の1つが裁定実施ということだったと思うのです。ガイドラインもつくるし、標準必須判定もつくるし、あとはライセンスフィーの交渉だよねというときに、何らかの解決手段として裁定実施ではないADRと言われるようなものが関わっていくという点はまだ維持されているということを少なくとも今室長は御発言されたと理解しております。

それでは、長官から御発言があればお願いいたします。

○宗像長官 今日は本当にいろいろ御意見をありがとうございました。そして6月までの検討と今のこの状態にギャップがある、もう少しきちんと経緯を説明したほうがいいのではないかという御指摘もいただきました。前の体制で裁定ということを考えて、それを検討するということが書き込まれました。私が着任して早々の最初の疑問は、これをどういうふうに実施するのかということでございました。部内の者、あるいは前任などにも聞いて議論したところでは、まさにそれはこれからなのであるということでございました。

特許庁の中では、裁定という制度はあるのですが、実績がございませんで、幾らのライセンス料で許諾するか金銭的価値を評価するという機能をこれまで持っておりませんでした。そこを最終的には裁判で争っていただけるとはいうものの、これだけスピードが求められる時代にもう一回訴訟ということになっても、かえって混乱するかもしれないということもございました。

それから、外の反応です。これはもちろん産業界の中からもそういう御意見は当然、萩原委員から繰り返し御指摘がありましたが、当初からいろいろな問題点は指摘されていた。にもかかわらず、やるということではなかったのですかということであります。そこはいろいろな問題点が具体化する中で乗り越えていけるかどうかということを検討するプロセスを踏んできたということだったのですが、検討する過程でなかなかそれが乗り越えられないということが明確になった。

なぜならば、1つ当時必ずしも見えていなかったことかと思うのですが、この 11 月 10 日にアメリカの司法省のアンチトラスト部門のトップの方が講演されたときに、この SEP について、FRAND 契約に違反することが直ちに競争法の問題になるとは考えていない、そしてアメリカの判例についても、少し実施者側に寄り過ぎた部分もあったのではないかと

いう議論もしていました。

そこはアメリカの中でもいろいろな揺らぎ、政策的な揺らぎもあるのかなと思いました。 アメリカの中では、例えば無効審判のような制度を入れたり、ビジネス特許の判断の問題 など、幾つかの議論を経て、アンチパテントの議論を少しそちらに振り過ぎたかなという 反省の声も随分上がっておりまして、そういう意味で過渡期にあったのかなということも あります。

私自身は9月、10月、11月とアメリカやヨーロッパに計4回ほど出張させていただいたのですが、このSEPの問題は非常にグローバルでございますので、日本だけが世界と違うことをやるのは困るということとか、それから非拘束のガイドラインという説明をしても、それがまた新たな規制になるのではないか。究極的な紛争解決は裁判で、みんな企業の方も、私たちは裁判を行動の指針として見ています。調停あるいは仲裁は必ずしも結果が表に出てこないので、自分たちの参考にできない。そういう意味で訴訟に非常に注目しているということでございました。

そして、その訴訟も、各国の裁判官はお互いによく意見交換しておられます。各国でいるいろなカンファレンスが開かれて、そこに欧米、アジアの裁判官が集まったり、あるいはもっとインフォーマルな形で議論したりして、違いも認めつつ収斂できる部分は収斂してきているのかなという感じもいたしました。

したがいまして、皆さんその辺の問題はよくわかりながら、悩みながら解決しているので、その状態をできるだけきちんと整理すると状況がクリアになってくる。裁定を検討した最大の動機は IoT、広く使われる社会のインフラが突然差止められ、一般国民が大きな不便を被るようなサービスの停止ということがあったら問題ではないかということがありましたが、いろいろお話を聞いてみますと、誠実に交渉している限り差止めを受けるようなことにはならないと、そういうふうに各国の裁判所が判断してきているということで、それは収斂してきている。むしろ問題は、どういうふうにライセンス料を決定するかということです。

これもいろいろな議論があるのですが、例えばライセンスのベースの議論が紛糾しているのですが、例えば、部品をベースとして選んでいる裁判官の認識としては、それが絶対ということではなくて、その特許の製品全体に対する貢献をどういうふうに計算すると、一番近似できるかなという中でそれを選んでいる、そういう前提で使っているに過ぎないということもあります。このあたり非常に複雑な問題もあるのですが、できるだけ丁寧に

説明することで、今の紛争処理の実態はこういうふうになっているのだなということを念頭に置いていただくと、それだけでもさっきあった感度合わせというか、両当事者が交渉する上で、共通に基礎とできるものを正確に御提供する。そこに日本独自のバイアスがかかりますと、その途端に世界に通用しなくなるのだと思います。したがいまして、そこは丁寧に世界の状態を記述しつつ、その中で書き上げていければと思っております。ありがとうございました。

○高林委員長 長官からの御発言ありがとうございます。ちょうど時間も 12 時になりましたけれども、本日の審議はこれをもって終了ということでよろしいでしょうか。

6. 閉 会

- ○高林委員長 では、今後のスケジュールについてお願いします。
- ○川上制度審議室長 長時間の御審議、ありがとうございました。次回以降の開催日程等でございますが、年内にもう1回程度開催させていただいて、ここで取りまとめの案について御審議いただきたいと考えております。具体的な開催日時につきましては、追って調整の上皆様に御連絡を差し上げたいと思っております。
- ○高林委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の第23回小委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。